

姓朝臣

源朝臣藤原朝臣ト書載ルハ位署ヲ書ク時ノコト也、タトヘバ法樂ノ歌ニ、

冬日同侍大神宮社壇詠百首和歌

正四位下行右近衛權中將源朝臣具房

如此表向ノ時ハ姓尸ヲ書載ル也、内々ノ時ハ一向以略儀位ト尸ト除之也、

〔多々良問答一〕尸事

又拾芥抄第三可考
又拾芥抄第三可考
姓氏錄に載候分、其數多候哉、或は斷絶し、或世話に稱しならぬも候歟、姓によりて上古以來尸

のなきも候哉、近年沙汰し來候、朝臣宿禰連真人縣主などの外に、常に何と申尸等候哉、此中に宿

禰を初と心得て、除目叙位などに、姓ばかりにて尸をえらぬをば、宿禰と書べしと申、執筆の習に

て候よし、以前被仰聞候き、然者又遠國より昇進輩など、我家の尸をえらすば、何がしの宿禰と可

稱候、但勅撰などには、四品以後も實名に加へて、宿禰と書候はぬよし、先度被仰下候畢、只書文な

書禮
ご書には、實名に宿禰を書加事、可然候由被仰聞候き、猶巨細被仰出度候、

〔多々良問答五〕一就立身初而叙爵事

姓は何れにても候へ、尸を先祖以來無覺悟候はぬ仁爵を初メテ仕候者、本式の位署に、朝臣宿禰

連真人の内にては、何れの尸を用候て可然候哉、田舎邊にては、中々爵をば望申候はで、位記など

を計も候へども、前々尸定り候はぬ仁のみにて候、叙爵仕ながら、尸を用候はぬも、位署の様道理

に背候如何、

〔日本書紀二十〕十六年九月辛巳、唐客裴世清罷歸、則復以小野妹子臣爲大使、中副于唐客而遣

之、

〔十訓抄十二〕十月ばかり月あか、りける夜、經信卿を宗として、宗俊卿、政長、朝臣院禪、慶禪、長慶、樂